

平成 30 年 10 月 4 日

保護者の皆様

浅江小学校 校長 酒井 宏高

## ネットトラブルに関する資料配付について

昨今、スマートフォン・タブレット等の普及により、様々なことが便利になった反面、ネットワークでのつながりによる様々なトラブルが発生しています。新聞等報道でもご存じのとおり、2017年、神奈川県で起きた殺人事件や、LINEでの書き込みをきっかけとしたいじめ自殺等、インターネット上でつながったことをきっかけに、多数の若者が凄惨な事件に巻き込まれ、命を落としたことは記憶に新しいところです。

実は、本校も例外ではなく、現在、ネットゲームで不特定多数の人とつながったり、ソーシャルネットワークや動画投稿などを通して、安易に個人情報を不特定多数の人に開示したりする事案を確認しております。

これらの行為は、本人だけでなく他人をも巻き込む危険な状況につながるものであるため、学校としても極めて憂慮すべき事態と捉えております。

そこで、本校では学年集会等で指導を行うとともに、今後、中学校との連携を図りながら計画的に情報モラル教育を実施してまいります。また、内閣府作成の啓発リーフレット「ネットの危険からお子様を守るために、保護者ができること」の資料を配付いたしますので、ぜひ目を通していただくとともに、保護者の皆様にも以下のことについてご理解いただき、子どもたちの心身の安全が守られるようお願いいたします。

### ネットトラブルでお子さんを加害者・被害者にならないために（お願い）

#### 【学校の基本方針】

児童が不特定多数と接触する可能性のあるインターネットでの情報配信、動画・写真投稿は原則禁止とします。（保護者等とのメールでの連絡等を禁止するものではありません）

#### 基本方針をもとにした保護者の皆様へのお願い

1. 児童が使う場合の「家庭の約束」をつくり、必ず守らせるようにしてください。
2. スマホ・タブレット端末等に、フィルタリング等の制限をかけ、安全に使えるようにしてください。
3. タブレット端末等を児童に利用させる場合、何のために使わせるのか、理由を明確にした上でもたせ、その範囲で利用させるようにしてください。
4. 悪意のある書き込みや誘いなどが発覚した場合に、関係機関に連絡・相談してください。（まずは学校にご連絡ください。）また、不特定な人物と児童が直接会うことがないように、児童の利用状況を定期的に把握するようにしてください。